

告 示

埼玉県告示第六十五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ ニー（エチルアミノ）―ニ―（三―ヒドロキシフェニル）シクロヘキサ―
ーオン（通称名H X E、Hydroxetine）及びその塩類
- ロ N―エチル―四―ヒドロキシ―N―プロピルトリプタミン（通称名四―H O
―E P T）及びその塩類
- ハ エチルⅡ三・三―ジメチル―ニ―（一―ペンチル―H―インダゾール―三
―カルボキシアミド）ブタノアート（通称名E D M B―P I N A C A）及びそ
の塩類

二 効力発生の日

令和六年一月二十日